

人間文化研究機構における文書決裁規程

平成16年4月9日
人間文化研究機構規程第13号
平成18年4月4日改正
平成27年1月21日改正
平成30年8月30日改正
平成31年3月25日改正
令和3年12月13日改正
令和4年 3月31日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構（以下「機構」という。）における文書の名義及び決裁について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 決 裁 それぞれの文書について承認を経るべき最終責任者の承認を得ること
- (2) 専決者 名義者の名によりそれぞれの文書を専決する者
- (3) 機 関 機構が設置する大学共同利用機関
- (4) センター 機構本部に設置する人間文化研究創発センター

(文書の名義)

第3条 文書の名義者は、別表第1に掲げるとおりとする。

(文書の決裁)

第4条 起案文書は、名義者の決裁を受けるものとする。

2 機構長の決裁を受けようとするときは、機構本部を経由しなければならない。

(専決)

第5条 別表第2に掲げる事項の決裁については、前条第1項の規定にかかわらず、同表の専決者欄に掲げる者が専決する。

(機関における文書決裁)

第6条 本規程に定めるもののほか、機関における文書の名義及び決裁に関し必要な事項については、機関において別に定めるものとする。

(代理決裁)

第7条 決裁者が出張等で不在の場合は、特に重要なものを除き、決裁者の直近下位の職にあるものが代理決裁をすることができる。ただし、事後速やかに決裁者の承認を得なければならない。

(その他)

第8条 この規程の運用に関し疑義のあるときは、機構長が決定する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 人間文化研究機構における人事に関する文書決裁規程（平成17年3月28日規程第97号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年1月21日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年8月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事 項	名 義 者
1 法令等に基づき、機構長として行う行為に関するもの 2 主務官庁に対する許認可申請に関するもの 3 法令等に基づく主務官庁又は他官公庁への協議、承認等の申請及び報告 4 規程等の制定又は改廃のうち重要なもの 5 重要な儀式、会議及び行事に関するもの 6 中期計画、年度計画等法人の重要な方針決定に関するもの 7 人事、予算及び決算、財産管理に関する事項案件のうち、特に重要なもの 8 重要な組織の設置及び改廃に関するもの 9 知的財産に関する事項で重要なもの 10 前各号に掲げるもののほか、機構長の名義を用いることが適当と認められるもの	機構長 (支部長)
1 通知、依頼、照会、回答等に関するもののうち、理事が行うとされたもの 2 前号に掲げるもののほか、理事の名義を用いることが適当と認められるもの	理 事
1 通知、依頼、照会、回答等に関するもののうち、監事が行うとされたもの 2 前号に掲げるもののほか、監事の名義を用いるのが適当と認められるもの	監 事
1 通知、依頼、照会、回答等に関するもののうち、センター長が行うとされたもの 2 前号に掲げるもののほか、センター長の名義を用いることが適当と認められるもの	センター長
1 他の関係機関等に発する文書（機構長の名義を用いるものを除く。） 2 重要な通達等の機構内通知 3 機構事務局内の複数の課の所掌事務に係るもの 4 前号に掲げるもののほか、事務局長の名義を用いることが適当と認められるもの	事務局 長
1 通知、依頼、照会、回答等に関するもののうち、定型的又は軽易なもの 2 前号に掲げるもののほか、機構本部課長又は室長の名義を用いることが適当と認められるもの	機構本部課長・ 室長
1 機関に属する職員（機関の長並びに管理職手当の支給を受ける事務職員及び技術職員を除く。）の配置換、昇任、懲戒の結果によらない降任、併任、赴任、休職、復職、昇格、特別昇給及び勤務評定に関するもの 2 機関に属する職員（機関の長を除く。）の兼業、表彰、訓告、育児休業、介護休業及び倫理に関するもの 3 機関に属する職員（管理職手当の支給を受ける事務職員及び技術職員を除く。）の永年勤続に関するもの 4 機関に属する職員の研修（機構本部が主催する研修を除く。）に関するもの 5 機関に属する職員の安全衛生管理、出張命令、勤務時間及び休暇等、社会保険、労働保険、初任給、昇給、期末手当・勤勉手当及びその他の諸手当に関するもの 6 機関に属する契約職員の退職手当に関するもの 7 前各号に掲げるもののほか、機関の長の名義を用いることが適当と認められるもの	機関の長

別表第2（第5条関係）

事 項	名義者	専決者
機構本部共通		
1 役員会で決定されたもの	機構長	事務局長 情報基盤 室長
	センター長	事務局長
2 機構に係る主務官庁に対する許認可申請のうち、軽易なもの	機構長	事務局長
3 機構に係る法令等に基づく主務官庁又は他官公庁への協議、申請、報告等のうち、定型的又は軽易なもの	機構長	事務局長
4 通知、依頼、照会、回答等のうち、定型的又は軽易なもの	機構長	監査室長
		情報基盤 室次長
	担当課長	
5 機構長名で処理することが適当と認められる文書のうち軽易なもの	監事	監査室長
	センター長	研究企画 課長
6 各種証明書の発行	機構長	担当課長・ 室長
監査室関係		
1 会計検査院の实地検査に関するもの	機構長	監査室長
2 文部科学省の監査に関するもの	機構長	監査室長
3 内部監査に関するもの	機構長	監査室長
4 帳簿、金庫の監査に関するもの	機構長	監査室長
情報基盤室関係		
1 機構の情報セキュリティに関するもの	機構長	情報基盤 室長
2 機構の情報システムに関するもの	機構長	情報基盤 室長
総務課関係		

1	法人印の作成及び改廃に関するもの	機構長	事務局長
2	法人及び機構本部に係る諸規則の制定又は改廃に関するもの	機構長	事務局長
3	事務局長の勤務時間及び休暇の承認に関すること	機構長	事務局長
4	機構本部の職員の勤務時間及び休暇の承認に関すること（監査室長、情報基盤室長、事務局長、各大学・研究機関等で業務に従事するセンター研究員を除く。）	機構長	監査室長
			情報基盤室次長
			担当課長
5	機構本部の職員の諸手当に関するもの（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）	機構長	事務局長
6	機構本部の職員の災害補償（重大な災害を除く。）に関するもの	機構長	事務局長
7	機構本部の職員の研修に関するもの	機構長	事務局長
8	機構本部等の職員の出張の命令に関するもの	機構長	事務局長
9	諸謝金の給付決定に関するもの	機構長	事務局長
10	機構本部の職員の財形貯蓄に関するもの	機構長	事務局長
11	機構本部の職員の社会保険、労働保険に関するもの	機構長	総務課長
12	住民税・所得税に関するもの	機構長	総務課長
13	職員の出張の命令に関する軽易なもの	機構長	総務課長
研究企画課関係			
1	共同研究・受託研究・受託事業の契約締結に関するもの	機構長	事務局長
2	競争的資金、助成金等の申請・通知・報告等に関するもの	機構長	事務局長
3	寄附金の受入れに関するもの	機構長	事務局長
4	国内外の研究機関等との交流協定等の締結等に関するもの	機構長	事務局長
		理事 (センター長)	
5	特許・商標等の申請等に関するもの	機構長	事務局長
財務課関係			

1	予算要求（概算要求を除く。）に関するもの	機構長	事務局長
2	競争参加者の資格審査及び名簿登載に関するもの	機構長	事務局長
3	月次決算報告に関するもの	機構長	事務局長
4	定期的報告及び一般的な調査報告書に関するもの	機構長	財務課長
5	固定資産等の使用責任者に関するもの	機構長	財務課長
6	宿舍の入退去に関するもの	機構長	財務課長
7	所得税に関するもの	機構長	財務課長
施設課関係			
1	営繕・設備工事又は施設の維持管理に関し、関係法令に基づく届出、協議、許可申請、報告等に関するもの	機構長	事務局長
2	施設・設備に関する調査、報告等のうち軽易なもの	機構長	施設課長
3	模様替、修繕等に関するもののうち軽易なもの	機構長	施設課長
共済組合支部関係			
1	貸付金の決定に関するもの	支部長	事務局長
2	旅費、事務費、厚生費等の執行計画及び経理に関するもの	支部長	事務局長
3	資金の回送に関するもの	支部長	事務局長
4	事業報告書（決算事業報告書を含む。）の提出に関するもの	支部長	事務局長
5	貯金業務に関するもの	支部長	事務局長
6	短期給付の決定に関するもの	支部長	事務局長
7	長期給付に関するもの	支部長	総務課長
8	組合員の資格の得喪、変更に関するもの	支部長	総務課長
9	被扶養者の認定に関するもの	支部長	総務課長
10	定期的報告及び一般的な調査報告書に関するもの	支部長	総務課長
11	掛金、負担金の決定に関するもの	支部長	総務課長

12	出納に関するもの	支部長	総務課長
各機関（当該機関に係るもの）			
1	機関に係る主務官庁等に対する許認可の申請のうち、定型的又は軽易なもの	機構長	機関の長
2	機関に係る法令等に基づき機構長名で行う主務官庁等への協議、申請、報告等のうち定型的又は軽易なもの	機構長	機関の長
3	機関に属する職員の採用、退職、出向及び転籍に関するもの（機関の長並びに管理職手当の支給を受ける事務職員及び技術職員を除く。）	機構長	機関の長